

# 株式会社横浜シーサイドライン記者発表資料

令和8年1月30日

総務部総務課

## 社員の懲戒処分等について

本日付けで、次のとおり社員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 概要

公共交通機関（鉄道・バス）を常例として利用する社員には、各自の通勤届の経路に基づき6か月定期券代金を通勤手当として3月、9月に支給しています。社員は、定期券をそれぞれ翌月末までに購入し、所属長は目視で確認するとともに、総務課に通勤届確認報告書を提出することとなっています。

この度、通勤手当の不正受給について内部通報があり、それに基づき調査した結果、所属長の定期券確認後、払戻を行い手当を不正に受給した等の規則違反が発覚しました。

調査の結果、不正受給者は12名、総額は約173万円、不正受給期間は最長5年6か月となっています。なお、不正受給額につきましては、全額返還予定です。

### 2 発覚の経緯

令和7年10月	「通勤手当を不正受給している社員がいる」旨の内部通報あり
令和7年11月	監査室において全社員（126名）を対象に抜き打ちで定期券の現物確認及び報告書との突合確認し、21名が齟齬あり
令和7年12月	報告書と齟齬のある社員を対象に更にヒアリングを実施し、不正受給を伴う者12名を確認
令和8年1月	処分確定

### 3 処分等の内容

被処分者計23名（うち不正受給者計12名、不正受給額計約173万円）

被処分者	不正受給額	処分等内容	不正内容
部長級1名	33万円	出勤停止5日	通勤届と異なる方法で通勤し通勤手当を不正に受給
課長級1名	不正受給なし	減給（1日の1/2）	上司へ定期券購入の未報告等
係長級3名	計48万円	減給（1日の1/2）	通勤届と異なる方法で通勤し通勤手当を不正に受給
一般社員6名	計86万円	戒告	
一般社員1名	3万円	戒告	異動により通勤経路変更後も届出を怠り通勤手当を過大に受給
一般社員1名	3万円	訓戒	異動により通勤経路変更後も届出を怠り通勤手当を過大に受給（入社3年未満等）
一般社員4名	不正受給なし	訓戒	上記以外の定期券の払戻
直属の上司6名	不正受給なし	訓戒	管理監督責任

※代表取締役社長は、経営責任として月額報酬の10%（1か月分）を自主返上する予定です。

#### 4 再発防止に向けた取組

今後、社員が定期券購入等に関わる不正を行わないよう、以下の内容を実施します。

(1) 定期券確認時期の見直し

定期券確認時期を購入直後から、次回の通勤手当支給日の直前とします。

(2) 臨時検査の実施

監査部門による不定期検査を実施します。

(3) コンプライアンス意識の醸成

不正のない組織風土を作るため、社員の意識改革のためのコンプライアンス研修を実施していきます。

#### 5 代表取締役社長（猪俣宏幸）コメント

全社員がコンプライアンス意識の向上に取り組んでいる中、管理職を含め多数の社員がこのような不祥事を起こしてしまったことは誠に遺憾であり、ご利用のお客さまをはじめ弊社に係る多くの皆様の信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。この度の事案を重く受け止め、服務規律の徹底を図るとともに、内部統制の強化、再発防止に取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合わせ先
総務部総務課長 小野 広継 電話：045-787-7002